第十条の十第四項を同条第八項とし、同条第三項中「前項の規定による通知」を「要間伐森林通知」に、「通知に」を「要間伐森林通知に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による通知（以下この条及び第十条の十一の六第一項において「要間伐森林通知」という。）をすべき旨を書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申し出ることができる。

4　市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、要間伐森林通知をすることが必要と認めるときは、要間伐森林通知をするものとする。

5　市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をすることとした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

6　市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をしないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

第十条の十一第一項中「前条第四項」を「前条第八項」に改める。

第十条の十一の二第一項中「第十条の十第四項」を「第十条の十第八項」に改める。

第十条の十一の六第一項中「第十条の十第二項の規定による要間伐森林の森林所有者に対する通知」を「要間伐森林通知」に、「、第百八十九条」を「、同条」に、「通知が」を「要間伐森林通知が」に改める。

第二章の二第四節を同章第六節とする。

第十一条第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「事項」の下に「（前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　その対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法

第十一条第五項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。

第二章の二中第三節を第五節とし、第二節の二を第四節とする。

第十条の十三第二項中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

第二章の二中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化

（公告の申請）

第十条の十二の二　地域森林計画の対象となつている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

一　当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）

二　過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用権」という。）

2　前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。

一　当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二　当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情

三　当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所

四　当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。

五　当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項

イ　当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

ロ　当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。

六　その他農林水産省令で定める事項

（公告）

第十条の十二の三　市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一　当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二　当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三　当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨

四　次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ　当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。）

ロ　当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの

五　その他農林水産省令で定める事項

（裁定の申請）

第十条の十二の四　市町村の長は、前条の規定による公告をした場合において、同条第四号に規定する期間を経過したときは、当該公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、当該期間内における当該公告に係る同号イ又はロに掲げる者からの同号の規定による申出の有無を通知するものとする。この場合において、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得に関し裁定を申請することができる。

（裁定）

第十条の十二の五　都道府県知事は、前条の規定による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をするものとする。

2　前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

二　不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

三　不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法

四　不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

五　不確知土地使用権の内容